

すいたフェスタ警備業務仕様書

1 業務の内容

すいたフェスタを開催するにあたり、来場者、出店者、出場者及び従事者に事故等がないよう安全に開催するために警備計画の作成並びに当日及び前日の警備を行う。

2 すいたフェスタ概要

(1) 開催日時

令和4年(2022年)9月4日(日) 11時～21時(予定)

(2) 開催場所

万博記念公園 お祭り広場、上の広場、下の広場

(3) 開催内容案

- ア 相互型水かけイベント(お祭り広場)
- イ アーティストコンサート(お祭り広場)
- ウ 公募型ダンスイベント(お祭り広場)
- エ 模擬店(お祭り広場・上の広場)
- オ ヘリウムガス型ランタンイベント(下の広場)
- カ 警戒警備(夢の池北側)
- キ その他(下の広場)

3 契約期間

契約締結日より令和4年9月4日まで

4 警備体制

必要な警備員の体制については、次の表のとおりとする。

番号	警 備 内 容	配置人数	時 間
(1)	検温・チケット引換警備(中央口)	4人	9:00～20:00
(2)	検温・チケット引換警備(日本庭園前)	2人	9:00～20:00
(3)	駐車場・搬入車両警備	4人	7:00～23:00
(4)	お祭り広場警備	6人	11:30～21:00
(5)	下の広場警備	1人 ^{※1}	11:30～21:00
(6)	上の広場警備	3人	11:30～21:00
(7)	夢の池北側	3人	9:00～21:00
(8)	本部対応	1人	11:30～21:00
(9)	遊撃隊	5人	11:30～21:00
(10)	前日夜間警備(お祭り広場)	3人	17:00～7:00

※1 (5) 下の広場については、イベントを実施していない時間帯があるため、固定配置をせず、遊撃隊等による対応でも差し支えない。

5 警備内容

上記「4 警備体制」ごとの警備内容は次のとおりとする。

(1) 検温・チケット交換警備（中央口）

吹田市民無料チケット交換場所で検温、チケット引換を行う際に行列の人員整理及び検温補助を行う。

(2) 検温・チケット交換警備（日本庭園前ゲート）

吹田市民無料チケット交換場所で検温、チケット引換を行う際に行列の人員整理及び検温補助を行う。

(3) 駐車場・搬入車両警備

万博記念公園内に進入する車両の駐車場の案内及び交通整理を行う。

(4) お祭り広場警備

お祭り広場内の警備、お祭り広場入場口警備、入場口以外からの進入禁止警備、ソーシャルディスタンス周知及び退場誘導等を行う。

(5) 下の広場警備

下の広場内の警備、下の広場入場口警備、入場口以外からの進入禁止警備、ソーシャルディスタンス周知及び退場誘導等を行う。

(6) 上の広場警備

上の広場内の警備、上の広場入場口警備、入場口以外からの進入禁止警備、ソーシャルディスタンス周知及び退場誘導等を行う。

(7) 夢の池北側

夢の池北側の警備、警戒警備場所となっているため、進入禁止警備を行う。

(8) 本部対応

各警備からの連絡対応及びすいたフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）との連絡を行う。

(9) 遊撃隊

時間帯による混雑等を加味し、各警備の繁忙時間に合わせて応援、加勢を行う。

(10) 前日夜間警備

令和4年9月3日17時から令和4年9月4日7時までの間、お祭り広場、上の広場、下の広場内に設置している備品等が窃盗、いたずら等をされないように警備を行う。

6 資格者の配置について

上記「4 警備体制」(4)(6)(9)に対し、各1名以上の警備員検定雑踏警備業務2級の資格保有者を配置すること。

また、全体を管理する警備員として、1名以上の警備員検定雑踏警備業務1級の資格

保有者を配置することとし、(8)の本部員にあつては雑踏警備業務2級保有者かつ警備員指導教育責任者(2号警備業務)の資格保有者を配置すること。なお、本部員として従事する者に必要な資格証(雑踏警備業務2級及び警備員指導教育責任者(2号警備業務))については、警備計画提出時にその写しを提出すること。

7 必要資機材について

警備に必要な資機材(メガホン、AED、案内看板、カラーコーン等)は、受託者が用意すること。

8 新型コロナウイルス感染症対策について

すいたフェスタ開催時に求められている新型コロナウイルス感染症対策を従事者に徹底させること。

9 事前協議について

すいたフェスタ開催前に、警備計画等について必要に応じて下記の団体担当者と事前協議を行うこと。

- (1) 大阪府警察吹田警察署
- (2) 吹田市消防本部
- (3) 万博記念公園マネジメントパートナーズ
- (4) その他警備について事前協議が必要な団体

10 警備計画書の作成について

すいたフェスタの警備内容が詳細に記載された警備計画を作成することとし、成果物として契約者が指定する部数を納品することとする。

11 再委託の禁止について

本業務の全部又は主要な部分を他の者に委託してはならない。ただし、本業務の主要な部分を除く部分についてあらかじめ実行委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

12 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、実行委員会と受託者の双方で誠意をもって協議し定めるものとする。